きは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a_1　平成 26 年から平成 30 年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の病院部門職員数の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_2　当該団体が経営する病院事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成 26 年度から平成 29 年度までの各年度における料金収入（「入院収益」及び「外来収益」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（「医業費用」及び「医業外費用」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とする。）。この場合において、平成５年４月２日から平成 30 年４月１日までの間に合併を行つた市町村における合併前の料金収入又は費用については、当該新市町村に係る合併関係市町村の料金収入又は費用の合計数とし、平成５年４月２日から平成 30 年４月１日までの間に加入する一部事務組合等が解散、構成市町村が一部事務組合等を脱退若しくは一部事務組合等が共同処理する事務を変更（構成市町村の合併に起因するものに限る。）した場合又は広域行政の観点から他の地方団体が設置した一部事務組合等の事務を受託若しくは承継した場合において、当該一部事務組合等の職員の一部又は全部を引き続き雇用している場合は、総務大臣が通知した料金収入又は費用（２以上の市町村において当該一部事務組合等の事業を承継している場合にあつては、関係する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率を乗じて得た料金収入又は費用（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））を加算するものとする。以下この表の市町村の項において同じ。

a_3　平成 26 年から平成 30 年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の水道部門職員数の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_4　当該団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成 26 年度から平成 29 年度までの各年度における料金収入（法適用企業における「給水収益」及び法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法

きは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a_1　平成 25 年から平成 29 年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の病院部門職員数の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_2　当該団体が経営する病院事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成 25 年度から平成 28 年度までの各年度における料金収入（「入院収益」及び「外来収益」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（「医業費用」及び「医業外費用」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とする。）。この場合において、平成５年４月２日から平成 29 年４月１日までの間に合併を行つた市町村における合併前の料金収入又は費用については、当該新市町村に係る合併関係市町村の料金収入又は費用の合計数とし、平成５年４月２日から平成 29 年４月１日までの間に加入する一部事務組合等が解散、構成市町村が一部事務組合等を脱退若しくは一部事務組合等が共同処理する事務を変更（構成市町村の合併に起因するものに限る。）した場合又は広域行政の観点から他の地方団体が設置した一部事務組合等の事務を受託若しくは承継した場合において、当該一部事務組合等の職員の一部又は全部を引き続き雇用している場合は、総務大臣が通知した料金収入又は費用（２以上の市町村において当該一部事務組合等の事業を承継している場合にあつては、関係する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率を乗じて得た料金収入又は費用（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））を加算するものとする。以下この表の市町村の項において同じ。

a_3　平成 25 年から平成 29 年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の水道部門職員数の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_4　当該団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成 25 年度から平成 28 年度までの各年度における料金収入（法適用企業における「給水収益」及び法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法